

牟岐町医療・介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格をはじめ、電気料金や食材費等が物価高騰するなか、医療機関や介護保険サービスを行っている介護サービス事業所等を支援し、もって町民の生活に必要な医療・介護保険サービスの提供を維持するため、予算の範囲内で、事業継続への負担を軽減することを目的として、牟岐町医療・介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとする。なお、その支援金の支給については、牟岐町補助金支給規則（昭和60年規則第3号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(申請期間)

第2条 本支援金の申請期間は、令和7年1月31日までとする。

(支援金の支給対象者等)

第3条 支援金の支給対象（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 申請時点において牟岐町内に所在する病院、診療所（施設内医務室を除く。）、施術所及び薬局（以下「医療機関等」という。）並びに介護サービス事業者等のうち、別表に定める者とする。
- (2) 前項に規定する医療・介護サービス事業所等は、令和6年7月1日（以下「基準日」という。）においてその全部を休止していないものに限る。
- (3) 令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間で、第1号に掲げる医療機関・介護サービス事業者等を運営する事業者として、医療、施術及び介護サービス等を提供した実績があること。ただし、基準日以降に介護サービス等の提供を開始した事業所を運営する事業者についてはこの限りではない。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団（牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援金の支給)

第4条 第1条の目的の達成のため、予算の範囲内で本支援金を支給する。

2 本支援金の具体的なサービス種別及び支援金の支給額は、別表に規定するとおりとする。

(支援金の支給申請)

第5条 申請者は、支給申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長が別に定める日までに町長に提出するものとする。なお、事業所等を運営する法人等は、原則として牟岐町内で運営する全ての事業所等の申請額を取りまとめて、一括して町長に支給申請するものとし、支給の申請は、対象となる事業所等1か所につき1回限りとする。

(支援金の支給)

第6条 前条の規定により支給申請がなされたものについて内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、牟岐町医療・介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金支給(不支給)決定通知書(様式第2号)を申請者に通知し、支給を決定したときには速やかに支援金を支給するものとする。

(不支給要件)

第7条 第3条の規定に該当する者であっても次の各号(以下「不支給要件」という。)のいずれかに該当する者は、支援金の申請を行うことができない。

- (1) 支援金等に係る不正受給を行った者
- (2) 国、県又は市町村等が運営する公的な介護サービス事業所等
- (3) 国、県、市町村又は地方独立行政法人が運営する医療機関等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

(支援金の支給決定の取消等)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けていたことが判明した場合は、牟岐町医療・介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金支給決定取消(返還)通知書(様式第3号)を申請者に通知し、支給決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により、支給決定を取り消された支給対象者は、町長が指定する期日までに、別に指示する方法により支給された支援金の全額を返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保にしてはならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日より施行する。

(失効)

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

この要綱の失効前にこの要綱に基づき申請された支援金に関し、この要綱の失効後に必要となる支援金の支給決定の取消及び返還の手続に関しては、なお従前の例による。